

事業主様

久留米労働基準協会

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(学科)のご案内

～令和5年3月28日に労働安全衛生規則の一部が改正されました～

テールゲートリフターとは、貨物自動車に荷を積む作業または貨物自動車から荷を卸す作業における昇降装置です。令和6年2月1日より、特別教育を受けたものしかテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業ができなくなります。テールゲートリフターは、各事業場ごとに機種が違いますので、学科のみの教育です。つきましては、下記のとおり講習を開催いたしますので、受講されますようご案内いたします。

1. 開催期日：

講習	期日
第1回目	令和5年12月 5日(火)
第2回目	令和6年 1月23日(火)
第3回目	令和6年 2月13日(火)

2. 講習会場：

人材開発センター(県立久留米高等技術専門校内)
久留米市合川町1786番地2

3. 受講料：

会員様 ￥7,000.- (テキスト代含む)
非会員様 ￥9,500.- (テキスト代含む)

4. 申込必要書類：

- ① 申込書(別紙)
(公社)福岡県労働基準協会連合会HP - 支部(久留米労働基準協会)よりダウンロード出来ます。
② 記載事項確認書類
自動車運転免許証又は住民票(本籍、マイナンバー未記載のもの)等のいずれかのコピー

5. 申込方法：

申込必要書類(上記①②)に、受講料を添えてご持参いただくか、ご郵送ください。
ご郵送の場合の受講料は、1週間前までに下記の口座にお振込みください。

6. 振込口座：

筑邦銀行 国道通支店 普通預金 1533709
久留米労働基準協会

7. 受講定員：

40名

8. 申込締切日：

各講習日2週間前

9. 受講票：

講習日の10日前までにFAXにて送信いたします。FAXのない方は、郵送いたします。

10. カリキュラム：

講習時間	講習内容
8:40～8:45	講習内容説明
8:45～10:15	テールゲートリフターに関する知識
10:20～12:20	テールゲートリフターによる作業に関する知識
12:25～12:55	関係法令

【お問合せ・お申込み先】

久留米労働基準協会
〒830-0021
久留米市篠山町6-381-1
TEL 0942-34-5531
FAX 0942-35-2602
E-mail : k-rouki@galaxy.ocn.ne.jp

テールゲートリフターの操作の業務に係る 特別教育(学科) 申込書

- 受講日に○をつけて下さい
- ・令和5年 12/5(火)
 - ・令和6年 1/23(火)、 2/13(火)

(注)修了証発行のため楷書でご記入下さい。 ※印以外は、全てご記入下さい。

事業場所在地	〒		TEL FAX	
事業場名			担当者 氏 名	
受講者氏名	生年月日	現 住 所		※受講番号
フリガナ	S.H			
フリガナ	S.H			
フリガナ	S.H			
フリガナ	S.H			
フリガナ	S.H			

本受講申込書にご記入頂いた氏名、生年月日、住所等の個人情報につきましては、講習会の
目的以外での利用は致しませんのでご了承下さい。